佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設:望月総合体育館

		料金区分						
		入場料を徴収しない		入場料を徴収する場		営利又は営	スポーツ	スポーツ
		場合		合		業を目的に	団体が使	団体以外
会場(全面)	時間等区分	アマチュ	アマチュ	アマチュ	アマチュ	使用	用する場	が使用す
		アスポー	アスポー	アスポー	アスポー		合	る場合
		ツに使用	ツ以外に	ツに使用	ツ以外に			
			使用		使用			
アリーナ	午前9時から正午まで	1,880円	5,650円	5,650円	16,970円	37,710円		
(半面使用の	正午から午後3時まで	1,880円	5,650円	5,650円	16,970円	37,710円		
場合、施設使	午後3時から午後5時まで	1,250円	3,770円	3,770円	11,310円	25, 140円		
用料は、半額	午後5時から午後7時まで	1,250円	3,770円	3,770円	11,310円	25, 140円		
になります。)	午後7時から午後9時30分まで	1,570円	4,710円	4,710円	14,140円	31, 420円		
	全日(午前9時から午後5時まで)	4,710円	14,140円	14,140円	42,420円	94, 280円		
	電気料	1 時間:全面 620 円、半面 310 円(30 分:全面 310 円、半面 155 円)						
会議室	午前9時から正午まで						310円	620円
	正午から午後5時まで						310円	620円
	午後5時から午後9時30分まで						520円	1,040円
	全日(午前9時から午後5時まで)						620円	1,240円

- (備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの(以下「市外使用者」という。)の使用料の額は、臼田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の3倍(市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあっては、2倍)に相当する額とする。
 - 2 「宿泊」とは、午後3時から翌日の午前10時までの使用をいう。
 - 3 時間で定める使用料について、使用時間が1時間未満のときは、1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときは、 これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。
 - 4 暖房を使用する場合には、教育委員会が定める実費相当額を徴収する。
 - 5 体育館を午前9時以前に使用する場合の使用料は、1時間当たり(その使用時間が1時間に満たないときは1時間とする。以下同じ。)、当該体育館の午前の使用料の午前9時から午前10時まで使用した場合に相当する額とし、午後9時30分以降に使用する場合は、1時間当たり、当該体育館の夜間の使用料の午後8時30分から午後9時30分まで使用した額に相当する額とする。ただし、午前9時以前又は午後9時30分以降の使用は、大会等のために使用する場合に限るものとし、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。